

○農林水産省告示第千五百六十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和七年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

令和六年八月十三日

農林水産大臣 坂本 哲志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

地域	福島県
区分	1キログラム当たり共済金額の範囲
1類	<p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 74円 55円 36円 17円 13円 9円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 137円 117円 97円 77円 57円 37円 17円 13円 9円</p> <p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 90円 78円 66円 54円 41円 29円 17円 13円 9円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 97円 84円 70円 57円 44円 30円 17円 13円 9円</p> <p>種子麦 279円 251円 223円 195円 167円 140円 112円 84円 56円</p> <p>対象麦及び種子麦以外の麦 17円 13円 9円</p>
2類	<p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 185円 163円 142円 120円 98円 77円 55円 41円 28円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 192円 169円 146円 124円 101円 78円 55円 41円 28円</p> <p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 136円 123円 109円 96円 82円 69円 55円 41円 28円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 143円 128円 114円 99円 84円 70円 55円 41円 28円</p> <p>種子麦 244円 220円 195円 171円 146円 122円 98円 73円 49円</p> <p>対象麦及び種子麦以外の麦 55円 41円 28円</p>
3類	<p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）</p>
4類	<p>うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 74円 55円 36円 17円 13円 9円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 137円 117円 97円 77円 57円 37円 17円 13円 9円</p> <p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 90円 78円 66円 54円 41円 29円 17円 13円 9円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 97円 84円 70円 57円 44円 30円 17円 13円 9円</p> <p>種子麦（秋まき） 279円 251円 223円 195円 167円 140円 112円 84円 56円</p> <p>対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 17円 13円 9円</p> <p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦（春まき）</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 185円 163円 142円 120円 98円 77円 55円 41円 28円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 192円 169円 146円 124円 101円 78円 55円 41円 28円</p> <p>パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 136円 123円 109円 96円 82円 69円 55円 41円 28円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 143円 128円 114円 99円 84円 70円 55円 41円 28円</p> <p>種子麦（春まき） 244円 220円 195円 171円 146円 122円 98円 73円 49円</p> <p>対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 55円 41円 28円</p>
5類	<p>対象麦</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 106円 91円 76円 61円 46円 31円 16円 12円 8円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 113円 97円 81円 65円 48円 32円 16円 12円 8円</p> <p>ビール麦 124円 112円 99円 87円 74円 62円 50円 37円 25円</p> <p>種子麦 197円 177円 158円 138円 118円 99円 79円 59円 39円</p> <p>対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円</p>

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 123円 105円 87円 70円 52円 34円 16円 12円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 130円 111円 92円 73円 54円 35円 16円 12円 8円 ビール麦 138円 124円 110円 97円 83円 69円 55円 41円 28円 種子麦 208円 187円 166円 146円 125円 104円 83円 62円 42円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円
7類	対象麦（秋まき）
8類	うち課税対象農業者に係るもの 106円 91円 76円 61円 46円 31円 16円 12円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 113円 97円 81円 65円 48円 32円 16円 12円 8円 ビール麦（秋まき） 124円 112円 99円 87円 74円 62円 50円 37円 25円 種子麦（秋まき） 197円 177円 158円 138円 118円 99円 79円 59円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 16円 12円 8円 対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 123円 105円 87円 70円 52円 34円 16円 12円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 130円 111円 92円 73円 54円 35円 16円 12円 8円 ビール麦（春まき） 138円 124円 110円 97円 83円 69円 55円 41円 28円 種子麦（春まき） 208円 187円 166円 146円 125円 104円 83円 62円 42円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 16円 12円 8円
9類	対象麦
10類	うち課税対象農業者に係るもの
11類	99円 85円 71円 58円 44円 30円 16円 12円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 61円 46円 31円 16円 12円 8円 種子麦 200円 180円 160円 140円 120円 100円 80円 60円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円
12類	対象麦
13類	うち課税対象農業者に係るもの
14類	133円 114円 94円 75円 56円 36円 17円 13円 9円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 121円 100円 80円 59円 38円 17円 13円 9円 種子麦 214円 193円 171円 150円 128円 107円 86円 64円 43円 対象麦及び種子麦以外の麦 17円 13円 9円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 145円 124円 102円 81円 60円 38円 17円 13円 9円 うち免税対象農業者に係るもの 154円 131円 108円 86円 63円 40円 17円 13円 9円 種子麦（裸麦） 216円 194円 173円 151円 130円 108円 86円 65円 43円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 17円 13円 9円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。